

船橋市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例等の改正について（報告事項）

1. 概要

国が定める介護保険の基準省令については、介護報酬に係る改定と併せて、社会保障審議会介護給付費分科会の審議を踏まえ、3年に1度の改正が行われているが、令和6年度においても所要の改正が行われることとなった。

この改正により、国が定めた省令を勘案して地方自治体が条例で定めることとされている基準については、市の条例についても改正が必要となるため、所要の改正を行う。

2. 主な改正内容

＜改正する基準条例＞	
①地域密着型サービス基準条例	②地域密着型介護予防サービス基準条例
③養護老人ホーム基準条例	④軽費老人ホーム基準条例
⑤特別養護老人ホーム基準条例	⑥介護老人福祉施設基準条例
⑦介護老人保健施設基準条例	⑧介護医療院基準条例
⑨居宅サービス基準条例	⑩介護予防サービス基準条例
⑪居宅介護支援基準条例	⑫介護予防支援基準条例
※①～⑧高齢者福祉課、⑨～⑪介護保険課、⑫地域包括ケア推進課	
＜主な改正内容＞	＜該当する条例＞
(1)管理者(施設長)の兼務範囲の改正 ・管理者（施設長）の兼務できる事業所の範囲を、同一敷地内事業所に限らない旨を明確化	①～④、⑥～⑪
(2)協力医療機関との連携強化のための改正 ・地域の医療機関等との連携体制構築のための見直し ・新興感染症の発生時等に、感染者への診療等を迅速に対応する体制構築のための見直し	①～⑩
(3)重要事項の書面掲示の見直しによる改正 ・運営規定の重要事項について、書面掲示に加えウェブサイトへの掲載の義務化	①、②、④、⑥～⑫
(4)介護現場の生産性の向上についての改正 ・利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会設置の義務化	①～④、⑥～⑩
(5)生産性向上に取り組む事業所の人員配置基準の緩和 ・介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減が行われていると認められる特定施設に係る人員配置基準の緩和	①、⑨、⑩

<p>(6) ユニットケアの質の向上を図るための改正</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ユニット型施設の管理者に対する研修受講の努力義務化 	①、⑤～⑩
<p>(7) 身体的拘束等の適正化の推進のための改正</p> <ul style="list-style-type: none"> ・身体的拘束等の原則禁止規定及び記録の義務化 	①、②、⑨～⑫
<p>(8) 福祉用具貸与・特定福祉用具販売に係る規定の見直し</p> <ul style="list-style-type: none"> ・選択制福祉用具導入に伴う貸与、販売の際の説明、情報提供の義務化 ・貸与後におけるモニタリングの実施時期等の明確化 ・貸与後のモニタリング結果の記録及び介護支援専門員への交付の義務化 ・選択制福祉用具を貸与した後の貸与継続の必要性の検討の義務化 ・選択制福祉用具に係る特定福祉用具販売計画の目標達成状況の確認の義務化 ・選択制福祉用具販売後のメンテナンスの努力義務化 	⑨、⑩
<p>(9) 公正中立性の確保のための取組の見直し</p> <ul style="list-style-type: none"> ・訪問介護等の利用割合等の説明義務の努力義務化 	⑪
<p>(10) 指定居宅サービス事業者等との連携によるモニタリング</p> <ul style="list-style-type: none"> ・利用者の同意及び関係者の合意を得た上で、テレビ電話装置等を活用したモニタリングを可能とする(少なくとも居宅介護支援は2月に1回、介護予防支援は6月に1回は利用者の居宅を訪問する必要あり) 	⑪、⑫
<p>(11) ケアマネジャー1人当たりの取扱件数</p> <ul style="list-style-type: none"> ・利用者数に対するケアマネジャーの人員配置基準の緩和 	⑪
<p>(12) 介護予防支援の円滑な実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・指定居宅介護支援事業者が指定介護予防支援の指定を受ける場合の人員配置 ・市町村に対する情報提供 ・その他、指定居宅介護支援事業者が指定を受けて指定介護予防支援を行うにあたって、所要の整備を行う。 	⑫

3. 施行期日

令和6年4月1日